

2004年6月22日

金融審議会金融分科会第一部会報告書「外国為替証拠金取引に
関する規制のあり方について」(案)に対する意見

三井住友銀行 常務執行役員

種橋 潤治

外為証拠金取引をめぐるトラブルが社会問題化していること等から、同取引について一定の規制を導入することについては賛成であり、迅速に対応する必要があることについても理解している。

しかしながら、報告書案では、「投資サービスに関する規制は機能別・横断的になされるべきであるとの考え方を踏まえれば、当面、外為証拠金取引のみでなく、金融先物取引法に則して、通貨・金利等を原資産としたデリバティブ取引についても幅広く規制の対象とするとともに、より横断的な仕組みについては引き続き検討を行うべき」とされている。

外為証拠金取引に係る規制を、通貨・金利等を原資産としたデリバティブ取引に対して幅広く適用するということになると、現に問題なく行われている取引に対して多大な支障を及ぼす懸念がある。なお、デリバティブ取引一般を対象とする規制に関しては、拙速な対応を避け、実務面にも十分配慮した慎重な検討を行うべきであり、まさに「機能別・横断的」な規制として、投資サービス法の導入検討の際に議論すべき課題と考える。

したがって、今回の検討結果を踏まえて早急に導入すべき規制の対象取引は、当初の導入趣旨を踏まえ、外為証拠金取引およびこれと同様の性格を有する取引に限定することが適当である。

以 上